

いしかわ道の通信簿（歩行者・自転車利用者調査）

いただいたご意見への対応方針

（10件以上いただいたご意見への対応を掲載）

(1) 道路構造について

いただいたご意見	県の対応方針
・歩道が狭い。歩道がない。	・県では通学路等で重点的に歩道の整備を進めているほか、歩行者の少ない道路ではあんしん路肩を整備する等、地域の実情に応じた歩行空間の整備を進めております。 ・今後も歩行者・自転車利用者によりやさしいみちづくりを進めていきます。
・車道が狭い。	・県では、歩行者や車の安全な通行を確保するため、道路を拡幅する事業を進めております。 ・今後も引き続き、安全・安心の確保に向け取り組んでまいります。
・自転車通行空間の整備を望む。	・県では、既存の道路空間の再配分による自転車レーンや自転車走行指導帯等、地域の実情に応じた自転車通行環境の整備に取り組んでおります。 ・今後も歩行者・自転車利用者によりやさしいみちづくりを進めていきます。
・歩車道の段差が危ない。	・県では、通学路や病院の周辺等で、歩道の整備や段差解消、視覚障害者誘導ブロックの設置等、歩道のバリアフリー化に取り組んでおります。 ・今後も高齢者や車椅子を利用される方々等、誰もが通行しやすいよう、バリアフリー化を進めていきます。
・歩行者、自転車、自動車が通行する場所が分かりにくい。	・県では、既存の道路空間の再配分による自転車レーンや自転車走行指導帯等、地域の実情に応じた自転車通行環境の整備に取り組んでおります。 ・今後も全ての方にとって安全で安心な道路整備に努めてまいります。

(2) 維持管理について

いただいたご意見	県の対応方針
・歩道の路面状態が悪い。	・県では、歩行者の安全な通行を確保するため、舗装補修を行う等、歩行空間の適切な維持管理に努めてまいります。
・路面状態が悪い。	

(3) マナー・法令について

いただいたご意見	県の対応方針
・車のマナーが悪い （急な飛び出し、横断歩道での危険運転等）	・県・県警では、各種交通安全教育、街灯活動での指導を行う等、啓発活動を今後も継続して実施し、県民に対し交通マナーの向上を呼びかけてまいります。  （参考）石川県交通安全県民運動実施要綱～交通マナーアップいしかわ～ <a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatu/kobo/">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatu/kobo/</a>
・車の法令違反が危ない （信号無視、一時停止違反、スピード出しすぎ等）	
・自転車のマナーが悪い （急な飛び出し、スピード出しすぎ等）	
・自転車の法令違反が危ない （並列運転、左側通行していない等）	
・歩行者のマナーが悪い （並列歩行等）	

(4) 標識等の分かりやすさ

いただいたご意見	県の対応方針
・分かりにくい。見えにくい。	・県では案内サインの改善や、新たに歩道上に路面標示を設置する等、関係機関と連携しながら、歩行環境の充実や回遊性の向上に取り組んでおり、今後も、分かりやすい案内誘導に努めてまいります。

(5) その他

いただいたご意見	県の対応方針
・信号がほしい。	・県警では、安全で円滑な交通を確保するため、必要に応じて、適切な場所に信号の設置を進めてまいります。
・照明灯が少なく、暗い。	・県では、原則として歩道照明灯の設置は行っておりませんが、主な交差点等において交差点照明灯を設置する等夜間の安全な交通環境の確保に取り組んでまいります。